

異動・組合員種別変更の手続き

1 異動報告（大阪支部内で、所属所の異動・組合員証番号の変更による手続き）

大阪支部内の所属所異動で、大阪府費負担教職員（豊能地区含む）、大阪市費負担教職員、堺市費負担教職員については、給与支給機関からの報告があるため手続きは不要です。

ただし、異動により組合員証番号が変更になる場合は、手続きが必要になります。

区分		転出側			
		大阪府費負担教職員 （豊能地区含む）	大阪市費負担教職員	堺市費負担教職員	政令市を除く市費負担及び公立大学法人等の教職員
転入側	大阪府費負担教職員 （豊能地区含む）	×	○	○	○
	大阪市費負担教職員	○	×	○	○
	堺市費負担教職員	○	○	×	○
	政令市を除く市費負担及び公立大学法人等の教職員	○	○	○	○

ア 上記、○印（異なる区分）の異動は、下記の書類を提出してください。

■転入側の所属所

原則、組合員証の番号を変更します。番号が変更になる場合は、変更後の組合員証を転入先（異動後）の所属へ送付します。（証送付の流れについては前掲の資格取得手続きを参照してください。）

【提出書類】 ◎「組合員異動報告書(様式1)」

■転出側の所属所

【提出書類】 ◎「組合員異動報告書(様式1)」

イ 上記、×印がついている区分の場合、原則手続きは不要です。

2 組合員種別変更（任用形態による種別変更の手続き）

組合員の資格は引き続くが組合員種別が変更となる（年金の実施機関が変わる）場合の手続きについては、次の（１）（２）のとおりです。

健康保険（公立学校共済組合）について変更はありませんので、手続き不要です。引き続き組合員証をご使用ください（組合員証番号が変更になる場合を除きます→「1 異動報告」参照）。

【組合員種別ごとの社会保険制度・任用形態】

組合員種別	任用形態等	社会保険制度	
		年金	健康保険
一般組合員	常勤一般職員、再任用フルタイム職員、任期付職員、※1 フルタイム非常勤（12 月超え）	公立学校共済組合	公立学校共済組合
短期組合員	再任用短時間職員（週 20H 以上）、臨時的任用職員、※2 非常勤職員	日本年金機構（一般厚生年金）	

※1 フルタイム非常勤職員の勤務が、引き続き 12 月を超えるに至った場合、13 月目から一般組合員となります。

※2 非常勤職員は、社会保険加入要件を満たす必要があります。

(1) **短期組合員 ⇒ 一般組合員に変わる場合**

例 臨時的任用職員から任期付職員となる場合

例 フルタイムの非常勤職員の勤務が 12 月を超えるに至った場合



短期組合員	健康保険	公立学校共済組合	公立学校共済組合	一般組合員
	年金	日本年金機構	公立学校共済組合	

(一般厚生年金の被保険者資格を喪失し、公立学校共済組合の年金に加入します。)

● **公立学校共済組合の年金加入の手続き** **窓口** 年金担当

提出書類 → 「年金加入期間等報告書」

※平成 9 年 1 月 1 日以降の公立学校共済組合（大阪支部）の年金加入期間が少しでもある方は省略可能です。

● **被扶養配偶者の国民年金第 3 号被保険者資格取得の手続き** **窓口** 資格担当

対象者 → 20 歳以上 60 歳未満の被扶養配偶者のいる、65 歳未満の組合員

提出書類 → 「国民年金第 3 号被保険者関係届」

配偶者の基礎年金番号が確認できる書類の写し

● **異動報告書** **窓口** 資格担当

提出書類 → 「組合員異動報告書」（所属所において作成し、提出してください。）

※大阪府費負担教職員（豊能地区含む）、大阪市費負担教職員、堺市費負担教職員については、給与支給機関からの報告があるため手続きは不要です。ただし、異なる給与支給機関への異動を伴う場合を除きます。

【参考】関連する手続きとして、次のようなものがあります。（お問い合わせは下記担当部署へ。）

- ・ 児童手当を受給中の職員（大学を除く）・・・給与を支給する地方公共団体へ児童手当の申請手続き
問い合わせ先 給与を支給する地方公共団体の担当所属
- ・ 個人型確定拠出年金（iDeco）に加入中の職員・・・加入している金融機関に年金加入状況変更の届出
問い合わせ先 加入している金融機関

(2) **一般組合員 → 短期組合員に変わる場合**

例 再任用フルタイム職員から再任用短時間勤務職員となる場合（週 20H 以上）となる場合 等



一般組合員	健康保険	公立学校共済組合	公立学校共済組合	短期組合員
	年金	公立学校共済組合	日本年金機構	

（公立学校共済組合の年金の資格を喪失し、一般厚生年金の被保険者資格を取得します。）

● **公立学校共済組合の年金資格喪失の手続き** **窓口** 年金担当

対象者 → 年金受給権者（在職中の年金の支給停止解除等の事務を行うため。）

※年金の受給権が発生していない方は、手続き不要です。

提出書類→「退職・資格変動調査票」

● **異動報告書** **窓口** 資格担当

提出書類 → 「組合員異動報告書」（所属所において作成し、提出してください。）

※大阪府費負担教職員（豊能地区含む）、大阪市費負担教職員、堺市費負担教職員については、給与支給機関からの報告があるため手続きは不要です。ただし、異なる給与支給機関への異動を伴う場合を除きます。

● **一般厚生年金の加入手続き**

任命権者の社会保険担当部署にご確認ください。

【参考】 関連する手続きとして、次のようなものがあります。（お問い合わせは、下記担当部署へ）

・ 20 歳以上 60 歳未満の被扶養配偶者のいる 65 歳未満の組合員…「国民年金第 3 号被保険者関係届」等の提出

問い合わせ先 任命権者の社会保険担当部署

・ 児童手当を受給中の職員（大学を除く）・ 住所地の市区町村役場へ児童手当の申請手続き

問い合わせ先 住所地の市区町村役場担当部署

・ 個人型確定拠出年金（iDeco）に加入中の職員・ 加入している金融機関に年金加入状況変更の届出

問い合わせ先 加入している金融機関